

# 建設・運輸に関する

## 資格取得を応援します！

上限 **30**万円 (補助率 2/3)

補助が受けられます。

富山市では、市内の建設・運輸に関する業務に従事する従業員のスキルアップと労働力の確保を支援するため、従業員の資格取得のために要した経費について、富山市建設・運輸資格取得支援事業補助金を交付します。

### ■主な補助要件 (詳細はホームページで必ず確認してください)

(富山市HPで「No.1014197」と検索)

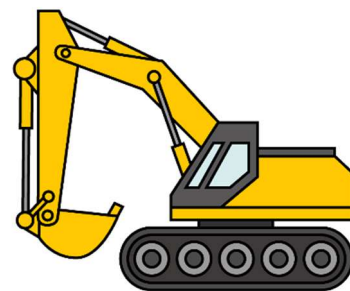
#### ○補助対象者

- ・富山市内に本社を有する従業員2名以上の中小企業の事業主  
(個人事業主の場合、主たる事業所)



#### ○補助対象経費 (他の機関からの補助金との併用不可)

- ・市が指定する建設・運輸の現場作業に必要な資格及び免許取得にかかる5万円以上の対象経費  
※資格及び免許、対象経費は裏面に記載



#### ○申請受付開始日

- ・令和6年2月26日から受付開始

※予算額に達した場合は、申請受付を終了することがあります

### 【申請・お問い合わせ先】

〒930-8510 富山市新桜町7番38号

富山市商工労働部商工労政課労政係 (富山市役所西館7階)

TEL 076-443-2073 (直通)

FAX 076-443-2183

(裏面へ)

運転車両	免許・資格内容
自動車等車両	大型自動車免許
	大型自動車第二種免許
	普通自動車第二種免許
	大型特殊自動車免許
	大型特殊自動車第二種免許
	小型特殊自動車免許
	牽引免許
	牽引第二種免許
	フォークリフト運転技能者
	高所作業車運転技能者
	不整地運搬車運転技能者
	中型自動車免許
	中型自動車第二種免許
	準中型自動車免許
建設機械	クレーン・デリック運転士（クレーン限定）
	移動式クレーン運転士
	小型移動式クレーン運転技能者
	床上操作式クレーン運転技能者
	揚貸装置運転士
	車両系建設機械（基礎工事用）運転技能者
	車両系建設機械（整地・運搬・積込用及び掘削用）運転技能者
	車両系建設機械（解体用）運転技能者
	ショベルローダー等運転技能者
	玉掛技能者
	クレーン・デリック運転士（限定なし）
	床上運転式クレーン限定運転士
航空機	その他航空機運転免許※

※「その他航空機運転免許」とは、航空法に規定される国家資格である一等無人航空機操縦士、二等無人航空機操縦士をいう。

### 補助対象経費

入学金、適性検査料、技能講習料、教本・テキスト代、写真代、検定料、受講料、夜間料金、大型・中型二種にかかる特例教習料

### 対象外経費

免許取得に係る旅費・交通費、合宿免許、消費税及び地方消費税、仮免許試験代、仮免許交付手数料、運転免許申請料、技能試験料、延長・補修教習料、卒業証明書発行手数料、取得時講習手数料